

令和5年9月28日

## 入札公告（建設工事）

分任契約担当官

陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処

会計科長 鈴木 英一

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

### 1 工事概要

- (1) 工事名 #2隊舎ろ過装置取替工事
- (2) 工事場所 陸上自衛隊白老弾薬支処
- (3) 工事内容 本工事は、以下の工事を行うものである。  
「浴槽用循環ろ過器・蒸気管（注）・蒸気管（還）・給水管・排水管・付帯設備（継手、弁類）」撤去・新設 各1式
- (4) 工期 令和6年3月29日まで
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

### 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 防衛省関係機関資格審査で「管工事」の「A」、「B」もしくは「C」及び「機械設備設置工事」の「A」、「B」もしくは「C」の格付けを有する者で北海道防衛局に競争参加資格を有する者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 平成17年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、内部改修工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。

また、実績で工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利

用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。
- (7) 次の基準を全て満たす主任技術者を当該工事に配置できること。  
平成17年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。  
なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験で工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。
- (8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、北海道防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 白老弾薬支処が発注した「内部改修工事」のうち、平成27年度以降令和元年度までに完成・引渡し完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (11) 北海道内に建築一式工事業の許可に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

### 3 入札手続等

#### (1) 担当部局

〒059-0900 北海道白老郡白老町字白老782-1  
陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処 会計科（担当：給前）  
電話 0144-82-2107（内線284）  
FAX 0144-82-2107（内線403）

#### (2) 入札説明書の交付期間等

##### ア 交付期間

令和5年9月28日（木）から同年10月27日（金）まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前8時15分から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

##### イ 交付場所

(1)の担当部局において交付を行う。

#### (3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限 令和5年10月27日（金） 午後5時

イ 提出方法 (1)の担当部局に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年11月15日(水) 午前11時00分

イ 場所 白老弾薬支処会議室

(5) 郵送等による入札

ア 提出期限 令和5年11月14日(火) 午後5時

イ 提出方法 (1)の担当部局に持参又は郵送等する。

ウ 送付要領

(ア) 入札書は、「#2隊舎ろ過装置取替工事」と朱書された小封筒の中に入れて封印をする。

(イ) 上記(ア)の入札書が入った小封筒と「資格審査結果通知書」の写しを郵送用封筒に入れ、郵送等で送付する。

エ 到着の確認

郵送等による入札を行うものは発送した後、(1)の担当部局担当者に郵便による応札である旨を必ず電話連絡すること。

4 保証金等に関する事項

(1) 入札保証金

免除。ただし、落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金

免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

5 入札の無効

(1) 第2項に示した競争に参加するために必要な資格のない者がした入札

(2) 入札に関する条件に違反した入札

(3) 申請書及び資料を提出期限までに提出しなかった場合

(4) 申請書及び資料に虚偽の記載をした者の入札

(5) 工事費内訳明細書の内容に著しい不備があつて当該入札書の内訳であると認められない場合

(6) 入札金額、入札者及び押印が判別し難い入札書

(7) 入札開始時刻に遅れたもの、又は郵便入札において本公告に示す期限を過ぎて到着した入札書

(8) 電話、電報及びFAXによる入札

(9) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があつた場合又は誓約に反する事態が生じた場合

6 落札決定方法

総額により決定し、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、同額の場合は抽選とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成され

た基準を下回っている場合は、落札を保留し、予決令第 86 条の調査のうえ決定する。この場合、すべての応札者は官側が行う調査に協力するものとする。

7 契約書等の作成

落札決定後、関係法令等に基づき契約書等を作成する。

8 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札書の記載要領等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額（当該金額に 1 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって契約価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。なお、落札決定は、消費税抜きの金額で発表する。

(3) 再度入札

ア 郵送等による入札者がいない場合、直ちに実施する。

イ 郵送等による入札者がいる場合

(ア) 再度入札の実施日時

令和 5 年 11 月 24 日（金）午後 11 時 00 分

(イ) 郵送等による再度入札の要領

a 送付期限

令和 5 年 11 月 22 日（水）午後 5 時

b その他の要領

初度の入札と同様

(5) 主任技術者の配置について

種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定の主任技術者の変更を認めない。

(6) 入札参加資格について

ア 入札参加資格の入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

イ 資格決定通知書に関し、記載内容に変更のあったものは、当該「写」を入札開始前までに提出する。また、郵送等による入札の場合も同様とする。

ウ 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記 2 (3) に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記 3 (3) により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(7) 代表者以外の入札者は、委任状を入札開始までに提出すること。

(8) 入札に関する問い合わせ先

ア 仕様等に関する事項

〒059-0900 北海道白老郡白老町字白老782-1

陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処 総務科営繕班（担当：若島）

電話 0144-82-2107（内線221）

イ 入札及び契約等に関する事項

〒059-0900 北海道白老郡白老町字白老782-1

陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処 会計科 (担当: 給前)

電話 0144-82-2107 (内線284)

(9) 公告掲示場所

ア 掲示板

(ア) 白老駐屯地

(イ) 札幌駐屯地

(ウ) 真駒内駐屯地

(エ) 東千歳駐屯地

(オ) 島松駐屯地

(カ) 札幌・苫小牧・白老・登別・室蘭各商工会議所

イ 北海道補給処ホームページ

<http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>

(10) 公告掲示期間

令和5年9月28日～令和5年11月15日

(11) 詳細は、入札説明書による。